

官報

号外 昭和三十五年三月三十日

第三十四回 参議院會議録第十四号

昭和三十五年三月三十日(水曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第十四号

昭和三十五年三月三十日
午前十時開議

第一 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 船員保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外一名発議)

第六 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出)

第七 臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 治山治水緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 津島 壽一君

同 山本伊三郎君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 前田佳都男君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 前田佳都男君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 前田佳都男君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 前田佳都男君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 前田佳都男君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 秋山 長造君

同 津島 壽一君

同 前田佳都男君

同 小柳 牧衛君

同 太田 正孝君

同 片岡 文重君

同 紅露 みつ君

同 山本 杉君

同 藤原 道子君

同 秋山 長造君

同 村尾 重雄君

同 青田源太郎君

同 石谷 憲男君

同 北村 暢君

同 武内 五郎君

同 前田佳都男君

同 森中 守義君

同 津島 壽一君

一九六

て、その者に失業保険金を支給することができる。

前項の場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「二年間」受給資格者が第二十条の三第一項に規定する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終るべき日以後の一年の期間を経過した日までの間」と読み替へるものとする。

(給付日数の延長に関する特別措置)

第二十条の四 労働大臣は、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動(以下この条において広域職業紹介活動という。)をする者を命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつた旋を受けることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数(以下この章において所定給付日数という。)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつた旋を受けることが適当であるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の五 前条第一項の規定による措置に基き所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者がその拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の六 第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特

別の事由がないと認められるものには、所定給付日数を超えては失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十一条第一項中「受給資格者が」を「受給資格者(第二十条の五第一項本文に規定する者を除く。)」がに改め、同項第四号中「昭和二十二年法律第四百一十一号」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(就職支度金)

第二十六条の二 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用(以下就職支度金という。)を支給することができる。但し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数(所定給付日数(第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基き失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。))から当該受給資格に基き既に失業保険金を支給した日数を差し引いた日数(その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、就職する

に至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。以下この条において同じ。が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定(第二十三条、第二十三条の二及び第四十七条第一項の規定を除く。)の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除して得た日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

就職支度金の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三条及び第二十三条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

第二十八条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫は、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額を徴収した保険料総額を超える場合には、当該超過額について、前項の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。この場合において、その計算及び負担は、第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業及び同条の日雇労働被保険者に係る失業保険事業に区分して行ふものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、前条第一項の規定にかかわらず、国庫は、その措置に基き保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

前項の場合には、前条第二項中「支給した保険給付総額」とあるのは「支給した保険給付総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額を控除した額」と、「徴収した保険料総額」とあるのは「徴収した保険料総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額の三分の二に相当する額を控除

した額」と読み替えるものとす
る。

第三十条第一項中「千分の十六」を「千分の十四」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条の五第一項中「第二十條の二」を「第二十條の六」に、「第二十四條」を「第二十四條、第二十六條の二」に改める。

第三十八条の九第五項中「六日」を「五日」に、「四日」を「三日」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の十一第三項中「第三十條第四項」を「第三十條第三項」に改める。

第三十八条の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改める。

第三十八条の二十七第四項中「第二十七條第三項」を「第二十六條の二第五項及び第二十七條第三項」に改める。

第四十七條第一項中「及び第二十七條を」と、就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七條に改める。

(職業安定法の一部改正)
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九條の二を第十九條の三とし、第十九條の次に次の一条を加える。

(広域職業紹介)

第十九條の二 労働大臣は、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、求

職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し、当該計画に基づいて広域圏の地域にわたり職業紹介活動をするを命ずることが出来る。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、失業保険法第二十八條の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

(失業保険法の一部改正に伴う経過措置)
2 この法律による改正後の失業保険法(以下「新法」という)第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

4 日雇労働被保険者に係るこの法律の施行の日前の日の分の保険料について新法第十七條の二の賃金日額を算定する場合における算定方法については、なお従前の例による。

5 新法第二十八條第一項及び第二項及び第二十八條の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに新法第三十條第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

6 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)第三條の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をするを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九條の二に規定する職業紹介活動をするを命じたものとみなす。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
船員保険法の一部を改正する法律案
第三十三回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

ら昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)第三條の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をするを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九條の二に規定する職業紹介活動をするを命じたものとみなす。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
船員保険法の一部を改正する法律案
第三十三回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和三十三年三月十八日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野 平蔵
船員保険法の一部を改正する法律案
第三十三回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

第三十五條中「百五十分の一」を「千分の一」に改める。
第五十八條第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項を」を「前二項を」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

国庫ハ毎會計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ四分ノ三ニ相当スル額ヲ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ当該會計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ三分ノ一ニ相当スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ニ定ム

第五十九條第五項を次のように改める。
前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス
一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該當セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該當スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百五十八
三 第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二
第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

第六十條第一項第一号中「百六十六分の一」を「百六十九分の一」に改め、同項第二号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改め、同項第三号中「百五十分の一」を「百五十八分の一」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、船員保険法第五十八條の改正規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の同法同條の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の日において現に老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の区別に従い、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる老齢年金については、その受給権者が六十歳(厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)以下この条及び次条において交渉法という)附則第七項の規定により同法第十三條中「六十歳」とあるのが読み替えられる者に限りしては、同法附則第七項の規定により読み替えられた年齢)に達するまでの間とする。

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年

金額を計算する場合には、同法第三十四条第二項の規定を適用しないものとする。と厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額から二万四千元を控除した額とを合算した額三 その額が交渉法第三十三条の規定により計算された老齢年金船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額

2 この法律の施行の日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く。)を同法附則第三條及びこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定に準じて計算した額とする。第三條 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第一號の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金(その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。)については、次の各号の區別に従ひ、それぞれその額(加給金の額を除く。)を当該各号に規定する額とする。

一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 前条第一項第一号に規定する額の二分の一に相当する額(この額が一萬四千八百八十円に満たないときは、一萬四千八百八十円とする。)二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相当する額三 その額が交渉法第二十六條の規定により計算された遺族年金 二萬四千円に平均標準報酬月額額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相当する額

2 この法律の施行の日において現に寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金については、その額(加給金の額を除く。)が、二萬円に満たないときは、これを二萬円とする。3 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第二號の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額(加給金の額を除く。)が、一萬二千五百円に満たないときは、これを一萬二千五百円とする。

4 前三項の規定は、この法律の施行の日以後において、障害年金、寡婦年金、寡夫年金若しくは遺児年金又は船員保険法第五十條第二號の規定による遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。5 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第三號の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金(その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。)については、その額(加給金の額を除く。)が、一萬四千八百八十円に満たないときは、これを一萬四千八百八十円とする。

第五條 前三條に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。第六條 この法律による改正後の船員保険法第五十八條第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基いて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。第七條 この法律による改正後の船員保険法第五十九條第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日まで

で行われるべき再計算の結果に基き、改定されるべきものとする。第八條 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。第九條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。附則第十條を次のように改める。第十條 削除

厚生年金保険法の一部を改正する法律案 第三十三回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。昭和三十五年三月十八日 衆議院議長 清瀬 一郎 参議院議長 松野鶴平殿 厚生年金保険法の一部を改正する法律 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。第二十條の表を次のように改める。

標準報酬 等級	標準報酬月額	報 酬	月 額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上	四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上	五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上	六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上	七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
第一〇級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一二、〇〇〇円未満
第一一級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
第一二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円未満
第一三級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第一四級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円未満
第一五級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第一六級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円未満
第一七級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第一八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円未満
第一九級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第二〇級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第二一級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第二二級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円未満
第二三級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第二四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円未満
第二五級	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第二六級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円未満
第二七級	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第二八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円未満
第二九級	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満
第三〇級	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上	三二、〇〇〇円未満
第三一級	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上	三三、〇〇〇円未満
第三二級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上	三四、〇〇〇円未満
第三三級	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上	三五、〇〇〇円未満
第三四級	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上	三六、〇〇〇円未満
第三五級	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上	三七、〇〇〇円未満
第三六級	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上	三八、〇〇〇円未満
第三七級	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上	三九、〇〇〇円未満
第三八級	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上	四〇、〇〇〇円未満
第三九級	四一、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円以上	四一、〇〇〇円未満
第四〇級	四二、〇〇〇円	四一、〇〇〇円以上	四二、〇〇〇円未満
第四一級	四三、〇〇〇円	四二、〇〇〇円以上	四三、〇〇〇円未満
第四二級	四四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円以上	四四、〇〇〇円未満
第四三級	四五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円以上	四五、〇〇〇円未満
第四四級	四六、〇〇〇円	四五、〇〇〇円以上	四六、〇〇〇円未満
第四五級	四七、〇〇〇円	四六、〇〇〇円以上	四七、〇〇〇円未満
第四六級	四八、〇〇〇円	四七、〇〇〇円以上	四八、〇〇〇円未満
第四七級	四九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円以上	四九、〇〇〇円未満
第四八級	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第四九級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五一、〇〇〇円未満
第五〇級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五二、〇〇〇円未満
第五一級	五三、〇〇〇円	五一、〇〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満
第五二級	五四、〇〇〇円	五二、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第五三級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上	五五、〇〇〇円未満
第五四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円未満
第五五級	五七、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上	五七、〇〇〇円未満
第五六級	五八、〇〇〇円	五六、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五七級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上	五九、〇〇〇円未満
第五八級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六〇、〇〇〇円未満
第五九級	六一、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第六〇級	六二、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六一級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六三、〇〇〇円未満
第六二級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六四、〇〇〇円未満
第六三級	六五、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満
第六四級	六六、〇〇〇円	六四、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第六五級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上	六七、〇〇〇円未満
第六六級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	六八、〇〇〇円未満
第六七級	六九、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満
第六八級	七〇、〇〇〇円	六八、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第六九級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上	七一、〇〇〇円未満
第七〇級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七二、〇〇〇円未満
第七一級	七三、〇〇〇円	七一、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第七二級	七四、〇〇〇円	七二、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第七三級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	七五、〇〇〇円未満
第七四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七六、〇〇〇円未満
第七五級	七七、〇〇〇円	七五、〇〇〇円以上	七七、〇〇〇円未満
第七六級	七八、〇〇〇円	七六、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第七七級	七九、〇〇〇円	七七、〇〇〇円以上	七九、〇〇〇円未満
第七八級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八〇、〇〇〇円未満
第七九級	八一、〇〇〇円	七九、〇〇〇円以上	八一、〇〇〇円未満
第八〇級	八二、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円以上	八二、〇〇〇円未満
第八一級	八三、〇〇〇円	八一、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第八二級	八四、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上	八四、〇〇〇円未満
第八三級	八五、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八五、〇〇〇円未満
第八四級	八六、〇〇〇円	八四、〇〇〇円以上	八六、〇〇〇円未満
第八五級	八七、〇〇〇円	八五、〇〇〇円以上	八七、〇〇〇円未満
第八六級	八八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上	八八、〇〇〇円未満
第八七級	八九、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第八八級	九〇、〇〇〇円	八八、〇〇〇円以上	九〇、〇〇〇円未満
第八九級	九一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九一、〇〇〇円未満
第九〇級	九二、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上	九二、〇〇〇円未満
第九一級	九三、〇〇〇円	九一、〇〇〇円以上	九三、〇〇〇円未満
第九二級	九四、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上	九四、〇〇〇円未満
第九三級	九五、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第九四級	九六、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上	九六、〇〇〇円未満
第九五級	九七、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	九七、〇〇〇円未満
第九六級	九八、〇〇〇円	九六、〇〇〇円以上	九八、〇〇〇円未満
第九七級	九九、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上	九九、〇〇〇円未満
第九八級	一〇〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上	一〇〇、〇〇〇円未満
第九九級	一〇一、〇〇〇円	九九、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第一〇〇級	一〇二、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円以上	一〇二、〇〇〇円未満

第一五級	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円以上	三九、五〇〇円以上

第二十八条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第二十九条第一項中「前条の規定による記録をした後、」を削り、同条第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。

第八十一条第五項を次のように改める。

- 一 第一種被保険者については、千分の三十五
- 二 第二種被保険者については、千分の三十
- 三 第三種被保険者については、千分の四十二
- 四 第四種被保険者については、千分の三十五

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に被

行前にこの法律による改正前の同法同条の規定によつて記録した事項についても、適用する。

第四条 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法第三十四条の規定によりその基本年金額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その基本年金額を、この法律による改正後の同法同条の規定により計算した額とする。

2 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)が、二万八千三百二十円に満たないときは、これを二万八千三百二十円とする。

3 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)が、一万四千六百六十円に満たないときは、これを一万四千六百六十円とする。

4 前項の規定は、この法律の施行の日以後において、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利

を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十條第一項又は同条第三項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額(加給年金額を除く)を、この法律による改正後の同法第三十四條の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十條第二項又は同条第四項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金のうち、その額(加給年金額を除く)が、この法律による改正後の同法第三十四條の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをその基本年金額に相当する額とする。

7 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十一條の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四條の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

第五条 前条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分及び障

害手当金であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

第七条 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

(厚生年金保険法及び船員保険交渉法の一部改正)

第八条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「千分の五」を「千分の六」に改める。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

第三十三回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和三十五年三月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「第五日」を「第四日」に改める。

第十六条の五第一項中「十四日」を「二十一日」に改める。

第二十八条第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。

附則

1 この法律は、日雇労働者健康保険法第十六条の二及び第十六条の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定を除き、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用し、同法第十六条の二及び第十六条の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第二十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

3 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の二の規定は、昭和三十五年四月一日前からの療養の給付を受け、かつ、その療養のため引き続き勤務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつていないものについても適用する。

4 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分べんについて適用する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

優生保護法の一部を改正する法律案

右の議案を附議する。

昭和三十五年三月九日

附議者

谷口弥三郎 勝保 裕

賛成者

高野 一夫 紅露 みつ

加藤 武徳 草葉 隆圓

山本 杉 鹿島 俊雄

佐藤 芳男 杉原 荒太

吉武 恵市 徳永 正利

横山 フク

参議院議長松野鶴平殿

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 前条の規定によつて行なう優生手術に關する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県費の支弁とする。

第三十九条第一項中「昭和三十一年七月三十一日」を「昭和四十年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第三十一条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に同法第三十条の規定により行なう優生手術に關する費用について適用し、同日前に同条の規定により

り行なう優生手術に關する費用については、なお従前の例による。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

〇加藤武徳君 たいだいま議題となりました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案外四件につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、社会労働関係の四法案について申し上げます。

この四法案は、それぞれの保険について、保険料率及び国庫負担を調整し、給付内容の改善等を行なうとするものであります。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、一般失業保険の料率千分の十六を千分の十四に引き下げること。第二に、保険給付に對する国庫負担の割合三分の一を四分の一に改めるとともに、一般失業保険と日雇失業保険の各別に保険取支を計算して、毎会計年度の収入が支出に不足するときは、保険給付に要した費用の三分の一相当額まで国庫が不足額を補うこと。第三に、失業保険金受給資格者の職業訓練を受けることを容易にするため、失業保険の支給期間満了後も、訓練の終わる日まで失業保険金を延長給付することができること。第四に、失業者の多い地域における求職者の就職を促進するため、労働大臣が広域職業紹介活動を命じ得ることとし、他の地域での職業のあっせんを適当と認める受給資格者に対しては、失業保険金を延長給付し得ることとし、この場合の延長給付に要する経費については、国庫が三分の一を負担すること。第五に、失業保険金受給資格者の再就職を促進するため、所定給付日数の二分の一以上を満了して再就職した者に対し、保険金の三十日または五十日相当額の就職支度金を支給すること。第六に、日雇失業保険金の受給要件の待期日数を一日短縮し、通算五日、継続三日とすること。第七に、保険料率、国庫負担の割合並びにその額の算定方法については、昭和三十四年度以降三年間の収支実績によつて検討を加え、昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正手続をとることなどでありま

す。船員保険法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、老齢年金額及び職務外死亡の場合の遺族年金額を増加すること。第二に、修正積立方式による長期給付部門について、五年ごとの再計算を本年実施した結果によつて、その保険料率を引き上げ、疾病給付部門、失業保険部門の保険料率を軽減すること。第三に、失業保険部門の給付に對する国庫負担の割合三分の一を四分の一に改めるとともに、毎会計年度における同部門の収入が支出に不足するときは、失業保険金支給費用の三分の一相当額まで国庫が不足額を補うことなどでありま

す。厚生年金保険法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、標準報酬の月額の最高一万八千円を最高三万六千円に改め、その等級も改めること。第二に、保険給付の基本年金額は、定額部分二万四千円と報酬比例部分の合計額でありま

す。被保険者期間の月数を乗ずる平均報酬月額千分の五を千分の六に改め、現に老齢年金等の給付を受けて

いる者についても同様とすること。第三に、本保険財政は、修正積立方式をとり、五年ごとに行なうべき再計算を、昭和三十四年に実施した結果によつて保険料率を改めることなどでありま

す。日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、給付内容の改善をはかつたこと。第二に、国庫負担の実質的増額をはかつたことなどでありま

す。なお、給付内容の改善に關する部分は、衆議院において修正追加されたものであります。

以上の四法案につき、委員会におきましては、法案提出のいきさつ、社会保障制度の総合調整、社会保険の給付内容と保険財政、従業員五人未満の事業所の社会保険の適用拡大、ILOの社会保険の最低基準に關する条約と国内制度、失業保険積立金の運用及び還元融資、日雇労働者健康保険に對する擬制組合、厚生年金保険に對する積立金の自主運用及び還元融資並びに保険財政の見通し、各種公的年金及び国民年金に對する相互間の通算調整等の問題について、終始きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知いただきたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して藤田委員より、また民主社会党を代表して田畑委員より、それぞれ、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案並びに船員保険法の一部を改正する法律案に反対し、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

に賛成する旨の意見が述べられ、また、自由民主党を代表して吉武委員より四法案に賛成する旨の意見が述べられました。

かくて討論を終局し、四法案について順次採決に入りましたところ、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案並びに船員保険法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定し、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

続いて、自由民主党の吉武委員より、四法案に対して各派共同提案でそれぞれ次の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出され、提案理由の説明がありました。これを朗読いたします。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

失業保険は、被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであることにかんがみ、政府は、一般失業保険を五人未満の事業所に拡大するとともに、長期失業者の救済と低額保険給付及び日雇労働失業保険の失業保険金日額等について、すみやかに検討の上、その改善について成案を得るよう努力すべきである。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は船員保険については左の事項に努力すべきである。

一、船員保険の被保険者の標準報酬は最高三万六千円に据置かれているが、賃金の実態に即して引上げるようすみやかに措置すること。

二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ、療養給付における一部負担制度についてすみやかに検討すること。

三、積立金の自主管理をはかり、船員の厚生福祉の向上のために運用される措置をとること。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、厚生年金保険に關し、特に次の諸施策の実現に努力すべきである。

一、給付内容の改善に努めると共に、他の年金制度の通算調整を図ること。

二、適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること。

三、積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるよう自主管理を図るとともに、還元融資の枠を拡大すること。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

日雇労働者健康保険法は、今次の改正により給付内容について若干の改善が行われたが、なお不十分な点が多いので、皆保険の実を上げうる如く、政府は日雇労働者健康保険制度について根本的な検討を加え、一

般健康保険との均衡を考慮し早急にその改善を図るべきである。

次いで、これらの動議について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって附帯決議を付することと決定した次第であります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本改正案の要旨は、第一に、都道府県厚生保護審査会の決定に基づく優生手術に關する費用につきまして、現行法では直接に国庫が支出することになつてゐるのを改め、この費用を都道府県が負担することとし、国庫はその費用を間接に負担することとした。

第二に、都道府県知事の指図を受けた受胎調節の実地指導を行なう者が、現行法では、受胎調節のための医薬品を販売することができず期間が本年七月三十一日で切れることとなつておりましたので、この期間をさらに五カ年間延長することとした。

本案につきましては、発議者参議院議長谷口弥三郎君から提案理由の説明を聞いた後、最近における優生手術の件数及びこれに要する費用の推移について厚生省当局の説明を聞き、発議者及び政府委員に対し、人工妊娠中絶に対する見解等について質疑が行なわれたのであります。

かくて質疑、討論を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案及び

船員保険法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。藤田藤太郎君。

〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕

○藤田藤太郎君 私は、ただいま議題となりました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して、反対の態度を表明するものであります。

まず第一は失業保険の意義であります。労働者が社会生活の中の一員として、自分の持つ労働力を物の生産を通じて社会に貢献する、この労働者が、いずれの社会においても、自己の都合以外によつて社会に貢献する場所から離れ、すなわち失職したとき、失職を通じて生活の道が断たれたときには、国が政治施策として、次の働く場所を作り、また次の労働につくまで、国や社会がその労働者の生活維持に責任を持つという建前なくてはならないと思つてあります。生産手段の機械化やオートメーション化は、それが人間の生活向上につながる限り推進する必要があるでしょう。しかし、生産力をつかむ者の意思のみによつて、自己の利益のみによつてこれが推し進められる限り、国民生活の向上もあり得ないし、国の経済的繁栄もあり得ないのであります。社会保障は富の再配分でありましよう。しかし、これは国家の経済的繁栄につながるのです。これが忘れられて政治が行なわれているところに根本の問題があらま

す。日本の基幹産業、大企業に対する政治的保護は、数限りありません。勤労国民の零細な貯蓄や社会保険の積立金から長期低利の融資を受けておりま

す。いまだに租税特別措置法によつて一千億に達する免税措置が行なわれているではありませんか。日本経済発展のための当然の社会保障推進でなければならぬのに、名ばかりの社会保障に終わっているのではありません。直接、生産に關係する労働者の再生産のための失業保険の改善充実が、当然のことと言わざるを得ません。日本国憲法は、第二十七条で、「すべて国民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」、第二十五条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。」と明記してゐるのであります。このような人間社会生活の原則は、ひとり日本のみならず、世界各国が完全雇用や最低生活保障の最低賃金制を設けて実施しており、また国政の第一義として努力してゐることは、言うを待たないのであります。日本においては、本来、社会保障制度の一つとして実施すべきものを、失業保険法として昭和二十二年に立法され、今日に至つておりますが、法自身に多くの検討を加える問題を持つてゐるのであります。

その一つは、中心が労使の相互扶助にゆだねられ、保険経済のみを氣にかけて運営してきたといふことであります。多くの失業者が出た場合においても、きめられた保険給付以外に振り向かうとせず時を過してしまつた。保険財政中心主義は、長期失職した人などのような生活状態にあるやの配慮を怠り、国は失業者の就労対策について

も実効をあげておらず、また生活面においても保護をしていないといふことであります。

す。いまだに租税特別措置法によつて一千億に達する免税措置が行なわれているではありませんか。日本経済発展のための当然の社会保障推進でなければならぬのに、名ばかりの社会保障に終わっているのではありません。直接、生産に關係する労働者の再生産のための失業保険の改善充実が、当然のことと言わざるを得ません。日本国憲法は、第二十七条で、「すべて国民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」、第二十五条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。」と明記してゐるのであります。このような人間社会生活の原則は、ひとり日本のみならず、世界各国が完全雇用や最低生活保障の最低賃金制を設けて実施しており、また国政の第一義として努力してゐることは、言うを待たないのであります。日本においては、本来、社会保障制度の一つとして実施すべきものを、失業保険法として昭和二十二年に立法され、今日に至つておりますが、法自身に多くの検討を加える問題を持つてゐるのであります。

その二は、労働者五人未満雇用事業所に失業保険を適用していないことである。三十三年度より五人未満事業所に任意適用になっており、政府の概算推計によっても、五人未満事業所に二百四十万人も働いていて、適用になっているのは十四万六千人、全体の一〇%にも達していないのである。本来、法の発意にあつて、五人未満事業所の労働者を除外したところに問題があるのである。同じ労働者で、五人未満事業所に働いているために、社会保険制度よりはずされ、なおまた失業保険よりはずされていることは理解できないところである。永年わが社会党が、一切の被用者社会保険に、五人未満事業所に働いている労働者に適用することを主張してきまされたが、しかし政府はこれに反対してきまされた。その反対理由に、保険経済が赤字になるというのであり、保険料の徴収を、賃金報酬に一定の率を乗じて保険料をきめることになつており、賃金報酬が安いから保険料が安い。また、政府は中小零細企業の保護育成を怠りながら、その企業の不安定、雇用が不安定であるから支出増になるというのであり、それこそ全く逆でありまして、政府は、企業を育てると同時に、そこに働く労働者の所得を高めて、その労働者の生活を守るのを第一義とし、そして段階的に高めていく過程においても、低所得者には特別の給付の面で保護していく、これこそ失業保障の建前ではなくてはならないのであります。その三は、長期の失業者に対する保護であります。社会主義国やニュージランドにおいては、再就職するま

で失業手当を支給する仕組みになっておりますが、その他の工業国においては時限給付であります。しかし、完全雇用政策がとられ、それらの国の失業者は職場転換よりくる摩擦失業者であり、日本のように、一度失職すると働く職場がほとんどの人には見つからないのとは大きな差異があります。景気のよいときでさえ、失業をした人の再就職率は、九カ月もして五〇%に達していないのであります。また失業者統計には表われてこない不完全失業者、潜在失業者は、七百万人を数えております。この人たちは年々増加していきまして、最低ぎりぎりの生存を維持しているのであります。この方々を保護しなくてはなりません。長期の失業者には失職中の生活の保護をしなくてはなりません。さしあたり、保険財政のよいときに、再就職の場を作るまでの給付期間の延長を考へるべきだと思ふのであります。

その四は、日雇労働者の問題であります。日雇労働者が失職したときは、その月において通算五日、継続三日以上失業した場合のみ保険金を支給することになつております。しかし、日雇労働者は仕事の面で事業効果を上げるように要求され、働いておられますが、賃金は安いのであります。一般地域の賃金の八〇%から九〇%に緊急失業対策法で定められております。これも、賃金は労使対等の立場できめるという労働基準法の原則よりはずれて、当局の一方的決定になつていふのであります。平均三百三十四円でありまして、一カ月中に二十日間働いたとしても六千六百八十円にしかなりません。失業して夫婦で働きたいとしても、適

格審査で妻ははずされております。このような状態にあるのに、その月の失業通算五日、継続三日以上にならないと失業手当がもらえないとは、あまりにも酷な仕打ちと言わざるを得ません。なおまた、失業保険金の額であります。二カ月間に二十八日の印紙を張らなければ保険金がもらえない、それも一級、二級と分かれていて、日給二百八十円以上の人二百円、それ以下の人は百四十円でありまして、一日この保険金で生活せよというところに無理があり、家族の生活を守ることができません。日雇労働者の保険給付の待期間の撤廃と、保険金の引き上げを直ちにしない限りはなりません。給付内容改善の例であります。アメリカで、三年前、多量に失業者が出たとき、大統領命令で、失業手当二十六週を二十九週に増給する措置をとつたことを思い出さなくてはなりません。失業保障の本来の姿は、失業者の救済である限り、これが労働者の生活につながる限り、他を見てわが国を振り返り、政治の貧困を嘆くものであります。

第二の問題は失業雇用問題であります。一たび失業した多くの人が再就職していかないという現状は、失業者の累積が高まるばかりであります。それのみか、一週に一時以上働いた者は、その労働者がどんな生活をしているか調査せず、失業者でないというのに至つては、何か言わんやであります。雇用関係を見ても、使用者は安い賃金で多く働かしたい、この思想より抜け切つておりません。人を雇用するのには、どれだけ賃金を出せば労働者の生活の維持ができるか、これが雇用する者の原則でなければなりません。

ん。労働者を入たるに値する憲法に明記した精神で雇用関係を持ち、人権尊重の風習や規律を作り上げねばなりません。最近の雇用関係の調査によりまして、毎月労働統計において雇用傾向は伸びていると言つておりますが、内容はどうかといふと、正常な雇用関係から離れて、臨時工、社外工として雇用関係を結んでいるのが非常に多くなつております。雇用の伸びとの関係を言つと、七〇%、八〇%はこのよう不安定な雇用状態に押し込められ、所得の面から言つと、基準法六条に違反して賃金の中間搾取が行なわれているのであります。政府は、失業者の実態把握の調査機構を確立し、労働者が勤務によつて人生を全うするという完全雇用政策の積極的な推進をやるべきであります。

第三の問題は、現制度の保険経済の問題であります。累積した黒字は、本法案が改正されました、三十五年三月現在においても七百六十億円の黒字が出るということでありまして、なお、三十五年度は百二十億円の黒字が見込まれております。保険経済がこのような状態にあるからといって、五人未満事業所の労働者や長期失業者、日雇労働者が困つていふのに、国家負担を三分の一より四分の一に切り下げ、保険料率は二%引き下げによつて事を処すのであります。このような能のない考え方は、失業保障の意義を考へても政治家としてとるべきでないと思ふのであります。今日こそ保険給付の内容改善に目を向けて、失業者救済の大道を踏みかまえていくべきであります。使用者はともかくとして、労働者の考えは、負担の軽減はよいとしても、それより

先に、失業した人の生活をみんなが分かち合つて助けていこう、守つていこうという気持で一ぱいでありまして。被保険者、労働者がこの考えであるのに、政府は社会保障に支出増だからとの理由でこの改正案を押し切ろうとしています。なお、本法案が改正されますと、国庫負担分は三十四年度分から三分の一より四分の一に減少され、保険料は三十五年度分より減少することになります。法改正の意思は、同時に、要するに、国家支出、保険料の減少であります。この法案が三十四年度提出したから、国家支出だけは三十四年度より措置するが、保険料は一カ年多く取る、法によつていふからやむを得ないと政府は言ふのであります。このような片手落ちな措置は前代未聞であります。無理が通れば道理引つ込むと言いますが、当然三十五年度より実施するのなら、保険料徴収とあわせて国家負担も三十五年度より減少さす建前でなくてはなりません。政府と党は数が多いから、論理の一貫しないこのような措置を強引に押し切つたのであります。これは船員保険の失業保険改正にも言えることでありまして、政府と党の反省を強く求める次第であります。

わが社会党は、以上申し述べました五人未満事業所の適用であるとか、長期失業者の救済であるとか、日雇労働者の給付改善を行なうこと等を含めて、今日こそ失業保険の充実をはかるべきであると思ふ立場より、本法案に反対の意思を明らかにするものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 村尾重雄君。

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 私は、民主社会党を代表して、ただいま提案になりました船員保険法と失業保険及び職業安定法の一部を改正する法律案について反対するものであります。以下反対理由の趣旨を申し述べたいと思います。

今日、わが国における社会保障の課題は、すみやかに医療保障制度、所得保障制度の二大支柱を完備して、全国民がひとしく社会保障の恩恵に浴するということであり、しかもに医療保障については、三十五年度に一応皆保険が達成される段階となり、所得保障については、国民年金法の制定により、昨年末より福祉年金が実施され、三十六年度より拠出年金の発足を見るに至っているであります。これはわが国の社会保障制度にとって一大変革期に達したものであると言わねばなりません。かかるときにおいて社会保障の内容を改善し、改正するということは、将来の社会保障制度を律する布石となるものでありますから、その取り扱いはきわめて重要であり、慎重を期さなければならぬのであります。すなわち、社会保障制度確立のために社会保障の前進を目的として取り扱わなければなりません。

こうした観点に立つて、今回の法律改正案を見ますと、特に船員保険法、失業保険法においては、給付内容の引き上げ、保険料率の引き上げ、国庫負担の引き下げといふことになっているのであります。これは保険財政は赤字であるから国庫負担を引き下げてもいいという考え方に基づいているのであります。保険財政の観点から保険行政

を見れば当然なことであると思ふのであります。しかし、わが国の社会保障の中核をなしている社会保険が、いたずらに保険主義によつて律せられるということであれば、社会保障の前進はあり得ないのであります。従来政府により一貫してとられてきた官僚的な保険主義的考え方は、社会保障の重要な今日の段階においては清算されなければならないと思ふのであります。従つて、国庫負担を引き下げる場合は、単に財政的な余裕という面からだけではなく、給付内容の向上、被保険者負担の軽減という保険内容の充実の面から判断されなければならないのであります。今回の船員保険、失業保険の改正が、いずれも国庫負担を無計画に軽減したことは、われわれが本改正案に反対する第一の理由であります。特に失業保険法改正につきましても、政府官僚の提案によるものでなく、与党議員の提案でありまして、政策的な指向を持たず、官僚的な考え方を持てた立案されたことは、大いに反省をしなければならぬことだと思ふのであります。

第二の理由をいたしまして、船員保険法の改正についてであります。政府案の内容は、保険料率の引き上げ、失業保険給付に関する国庫負担の軽減、年金給付の改善等であります。保険料率につきましても、疾病給付等の短期給付部門を引き下げ、長期給付部門を引き上げておられます。短期給付に関する料率の引き下げにつきましては、去る二十六国会において船員保険の審議の際に、一部負担制度を廃止すべきであるという附帯決議が附されているのであります。この事項に手をつけず敢

府が提案したことは、国会軽視もはなはだしいといわなければなりません。さらに同附帯決議には、標準報酬の最高及び最低の引き上げが附されておられ、これをまた取り上げられておられないことは、われわれの強く反対する理由であります。船員保険法の失業保険部門におきましては、その適用の大部分が汽船船員であり、船員の陸上と異なる特殊な事情、あるいは海運界の不安定な現状を考えた場合、失業保険の国庫負担を単に財源との関連で引き下げるということとは、全く政策に基づいたものでないということが指摘できると思ふのであります。

次に、失業保険法の改正についてであります。本法案は、保険料率を千分の二引き下げる、国庫負担を三分の一から四分の一に引き下げる、日雇失業者の待期、通算期日を短縮する等をその内容としておられます。御承知の通り、今日の岸内閣が公約している中に、雇用の増大をうたっているものであります。これが実現されるかどうかは別問題として、わが国経済の見通しは今日きわめて明るい方向を指向しているものであります。従つて、こうした観点に立つて失業対策を見た場合、その問題として取り上げられるのは、失業保険財政の黒字はますます拡大するということであり、かかる見通しに立てば、失業保険給付の金額の増額と、給付期間の延長が、今日行なわれねばならぬ最大の課題であると思ふのであります。

今日わが国の労働者は、経済の二重構造のもとにあって、低賃金にあえいでいる者はきわめて多いのであります。しかも、失業対策の対象となる者

は、特にこうした低所得の労働者であります。彼らは毎日の生活すら困難を來たしているし、まして一たん失業した場合には、その生活のすべては失業保険にゆだねねばならないのであります。その際の失業保険の給付金が賃金の百分の六十であるということは、きわめて残酷な措置であるといわねばなりません。今日の疾病や失業が個人の責任に基づくものでなく、社会の責任によるものであることは周知のとこ

ろであり、そこにまた、社会保障が推進されてきたゆえんがあるのであります。従つて、失業保険の保険給付が、個人の最低生活を維持し得る金額でなければならぬことは当然のことです。ここに社会保障の一環としての失業保険の意義があると思ふのであります。それを保険料率を引き下げたということ、改善案であるとしていふことは、あまりにも無策に過ぎるといわねばなりません。失業保険の内容を改善する場合、考えねばならないことは、現在職についている人に対して、十の負担の軽減を行なうことより、その人が失業したときに、一をよけいに与えてやるのが最も必要であるのであります。(拍手)

さらに給付期間につきましても、失業してなるべく短い失業期間で再就職ができれば、これは理想的だと思ふのであります。逆に再就職の日まで給付が受けられるというのも、また理想的だと思ふのであります。前者は雇用対策の問題として考えた場合であり、後者は失業対策の問題としてとらえた場合であります。従つて、雇用対策が着々進行されている際においてはともかく、生産年齢人口の急増を伴つてい

る今日においては、とうてい期待し得ざるところでありまして、おのずから失業対策に重点が置かれ、失業保険給付期間の延長が取り上げられなければならないというのが、今日の急務であると思ふのであります。こうした観点に立つて、今日最も必要な施策が何ら講ぜられず、これが単に時限立法であれ、将来の社会保障制度の整備に多くの支障をもたらすものであるということとを考えた場合、われわれは反対せざるを得ないのであります。

以上をもつて、船員保険法の一部を改正する法律案、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に關し、反対の意を表し、討論を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより五案の採決をいたします。

まず、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、以上両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、優生保護法の一部を改正する法律案、以上三案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって三案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和三十五年三月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律

(貸付条件)

第一条 政府は、財団法人日本海外協会連合会(以下「連合会」といふ。)に対し、連合会が中南米諸国その他政令で定める外国に永住の目的をもつて移住する者に対して必要な最低限度の渡航費を貸し付けるために必要な資金を貸し付ける場合においては、次に掲げる条件によることができる。

一 利率 年三分六厘五毛。ただし、第二号の据置期間中は、無利子とする。

二 償還期間 貸付けの日の属する年の初日から起算して二十年(貸付けの日の属する年の初日から起算して十年の据置期間を含む。)

三 元金の償還及び利息の支払方法 元利均等年賦償還の方法により各年の末日を支払日とする。

(既存の債権の内容変更)

第二条 政府は、昭和二十七年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間において、移住者(アメリカ合衆国に移住した者を除く。)の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として財団法人アマゾンヤ産業研究所、財団法人日伯協会及び財団法人和歌山県海外協会に貸し付けた貸付金で、連合会が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下この条において同じ。)については、昭和三十三年三月三十一日現在における各貸付金の残高及び当該貸付金に係る未納の利息の合計額に相当する金額を、それぞれ貸し付けた日に前条各号に掲げる条件により貸し付けたものとする内容に変更することができる。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

○木内四郎君 ただいま議題となりました法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、従来、移住者に対する渡航費の貸付は、日本海外協会連合会を通じて、年利五分五厘、元本据え置き四年、自後八年の元利均等年賦償還の条件で行なってきたのでありますが、移住者の定着を促進する見地に立つて考えますと、右の条件にはなお相当に無理があることが認められますので、政府はこの際、貸付条件を大幅に緩和いたしました。年利三分六厘五毛、元本据え置き十年、自後十年の元利均等年賦償還の条件でこれを貸し付けることができることとしたし、また、それに伴い、既往の貸付分につきましても、すでに発生済みの利息は別といたしまして、今後の利率と償還期限に関しましては、新条件と同様の取り扱いをすることとしたし、これらの措置を、財政法第八条及び第九条の趣旨にかんがみまして、立法措置に基づいて実施しようとするのが本法律案の趣旨であります。

委員会の審議におきましては、この海外協会連合会の行なう渡航費貸付業務と、移住振興会社法に定めるところの同会社の同様業務との関係、振興会社の業務の発展、会社に対する政府の監督、移民の定着、発展状況等につき、質疑が行なわれました。また、政府は移民を積極的に助成すべきであり、渡航費のごときも、むしろ補助金として政府の全額負担とすべきであるとの強い希望を含めましたところの質疑も行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

委員会は去る二十九日質疑を終わり、討論、採決を行ないました結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第七、臨時受託調査特別会計法を廃止する法律案、

日程第八、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上兩案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長杉山昌作君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

臨時受託調査特別会計法を廃止する法律案

昭和三十五年三月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

臨時受託調査特別会計法を廃止する法律案

臨時受託調査特別会計法を廃止する法律

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 臨時受託調査特別会計の昭和三十四年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、臨時受託調査特別会計に属する権利及び義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 臨時受託調査特別会計の昭和三十四年度の歳出入予算における調達契約支払金の金額について、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三又は第四十二条の規定に基づき翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、その使用は、一般会計において行なうものとする。

5 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

附則第七項中「調達を行ない、並びに受託調査契約を履行するため必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」を「調達を行なう。」に

昭和三十三年三月三十日 参議院會議録第十四号

臨時受託調達特別會計法を廃止する法律案外一件 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案外一件

二〇六

改め、同項を附則第六項とし、附則第八項以下を一項ずつ繰り上げる。

6 この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施に關する防衛庁の権限及び調達実施本部の行なう事務については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔小学は衆議院修正〕

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律

政府は、条約その他の国際約束に基づき経済及び技術協力のため必要な物品を、○外国○政府若しくはその機関又は国際連合若しくはその専門機関に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができ

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 たいだいま議題となりました臨時受託調達特別會計法を廃止する法律案外一件につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、臨時受託調達特別會計法を廃止する法律案について申し上げます。

臨時受託調達特別會計法は、日米間の相互防衛援助協定に基づく米國政府の対日軍事援助の一つとして、二千三百トン級の警備艦二隻を日本政府に供与するため、これを日本で調達するため、日米間受託調達契約を実施するために、昭和三十三年に設けられたものであります。ところが、建造中の警備艦二隻は、すでにその建造を完了し、その引き渡しも昭和三十四年度内に完了する段階に至りましたので、本特別會計を昭和三十四年度限りで廃止するとともに、同會計に属する権利及び義務を一般会計に帰属させる等、同會計の廃止に伴い必要な経過措置を規定しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、一号艦と二号艦との建造価格がなぞ違ひのか、建造価格に対する設計料の割合はどうなっているか、それと対比して、ロッキード飛行機の生産費及び生産計画はどうなっているか等の質疑がなされたのであります。詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案について申し上げます。

本案は、コロンボ・プランを中心とする後進國の開発を促進する一環として、技術協力及び指導を行なうため、これら諸國に海外技術センターを設置するにあたりまして、必要な物品をこれらの諸國の政府または国際連合等に対して無償で譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができるよう、財政法第九條の規定の例外を規定しようとするものであります。

本案は、衆議院において、これらの物品の譲与を受け得る外國の政府とは、開發途上にある後進諸國の政府である旨を明確にするための字句の修正が行なわれたのであります。

委員会の審議におきましては、被開發國にひもをつけるような經濟協力はなすべきではないこと、外國政府等に譲与または譲渡する物品の決定の方法はどうであるか、技術指導については派遣指導員の語学が大切であるが、どのようにしてその語学の修練をするつもりか等の質疑がなされたのであります。詳細は會議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいた

します。
兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて兩案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第九、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案、

日程第十、国立学校設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、
以上兩案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長清澤俊英君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項各号列記以外の部分中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五 修学旅行費

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・第十三条」に改める。

第三条の表の学校教育法第九十八條の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「弘前

医科大学、「前橋医科大学」、「千葉医科大学」、「東京医科歯科大学」、「新潟医科大学」、「金沢医科大学」、「松本医科大学」、「米子医科大学」、「岡山医科大学」、「徳島医科大学」、「長崎医科大学」及び「熊本医科大学」を削り、同表京都大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「工学部」に改める。

第三条の第三項の表中

国立短期大学の名称 位 置

国立短期大学の名称

位

置

北見工業短期大学

北海道

に改め、同条第二項の表中

小樽商科大学短期大学部

北海道

小樽商科大学

室蘭工業大学短期大学部

北海道

室蘭工業大学

小樽商科大学短期大学部

北海道

小樽商科大学

徳島大学工業短期大学部

徳島県

徳島大学

徳島大学工業短期大学部

徳島県

徳島大学

香川大学商業短期大学部

香川県

香川大学

第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予)

第十二条 国立学校の校長(国立大学又は国立大学の学部に附属して設置される学校にあつては、当該国立大学の学長)は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

第六條第一項中「第六條第二項」を削る。

〔清澤俊英君登壇、拍手〕

○清澤俊英君 たいだいま議題となりました文教関係の二法案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

正する法律案について申し上げます。

御承知のように、現行法では、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励をはかるため、教科用図書、購入費、学校給食費その他について、その全部または一部を国及び都道府県が支弁することを規定いたしておりますが、さらに本法案においては、就学の普及奨励をはかるため、新たに、これらの学校の小学部及び中学部の児童生徒に対する修学旅行費、また、高等部の生徒に対しては、寄宿舎居住に伴う経費の全部または一部を国及び都道府県において支弁することを規定いたしております。

委員会におきましては、高等部生徒に対する就職のための特殊な職業教育、私立の盲、ろう学校の経営困難に対する特別助成、未就学児童生徒の解消対策、特殊学級の教員配置、スクール・バスの設置、寄宿舎の整備等につきまして、熱心な質疑応答がなされましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、吉江委員から、附帯決議を付して本案に賛成する旨の意見が述べられ、加瀬委員からは、家庭の貧困に起因する就学困難を解消するため、生活保護のワケを拡大することについて要望があり、附帯決議とともに本法案に賛成する旨の意見が述べられました。次いで採決の結果、本法案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

また、附帯決議につきましても、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励事項に関しては、その適用範囲を拡大するとともに、未就学児童生徒の解消及び職業指導施設並びに特殊学級の教員配置等に特別の配慮をすべきである。

以上であります。

次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十三年度における国立大学の学部及び国立短期大学の施設並びに国立大学に包括される旧制の大学の廃止等について規定するものであります。改正の第一点は、京都大学に薬学部、岡山大学に工学部を設置することであり、第二点は、北見工業短期大学の施設を改め、室蘭工業大学に工業短期大学部、香川大学に商業短期大学部を、それぞれ併設しようとするものであります。第三点は、国立大学に包括されて経過的に存続しておりました若干の旧制の医科大学の廃止に伴い、これに関する規定を整理するとともに、国立学校における授業料その他の費用の免除及び徴収の猶予につきましても規定を整備することであり、

委員会におきましては、旧制学位の授与に関する点、短期大学制度の問題、教授陣容の充実、国立大学の施設設備に対する寄付金募集等に関連して熱心な質疑応答がございましたが、それらの詳細は速記録によつて御承知を願います。

質疑を終り、討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認められます。よつて両案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第十一、治山治水緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。建設委員会理事稲浦鹿藏君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕

治山治水緊急措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

治山治水緊急措置法案

治山治水緊急措置法案

(目的)

第一条 この法律は、治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三号又は第四号の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に関する事業

2 この法律で「治水事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

一 河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川(同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む。)に關する事業(第四号に該當するものを除く。)

二 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に關する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又ははた山に關して同法第三号又は第四号

の規定によつて指定された地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事に關する事業

3 次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第六十九号)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう新設又は改良に關する事業

三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に關する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)による伊勢湾等高潮対策事業

四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第二条第二項に規定する復旧工事に關する事業

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画)

第三条 農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和三十五年以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に關する計画(以下「治山事業前期五箇年計画」といふ。)、案及び昭和四十年以降の五箇年間に於いて実施すべき治山事業に關する計画(以下「治山事業後期五箇年計画」といふ。)、案を、建設大臣は、河川審議会の意見をきいて、昭和三十五年以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に關する計画(以下「治水事業前期五箇年計画」といふ。)、案及び昭和四十年以降の五箇年間に於いて実施すべき治水事業に關する計画(以下「治水事業後期五箇年計画」といふ。)、案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 治山事業前期五箇年計画及び治山事業後期五箇年計画(以下「治山事業十箇年計画」と総称する。)、又は治水事業前期五箇年計画及び治水事業後期五箇年計画(以下「治水事業十箇年計画」と総称する。))には、治山事業又は治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 前期及び後期の各五箇年間に於いて行なうべき事業の実施の目標

二 前期及び後期の各五箇年間に於いて行なうべき事業の量

3 農林大臣及び建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治

水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

4 農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

5 農林大臣又は建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

6 前五項の規定は、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を變更しようとする場合に準用する。

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の実施)

第四条 政府は、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

〔補遺鹿蔵君登壇、拍手〕

○補遺鹿蔵君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

提案の理由及び法案の要旨につきましては、去る三月二十一日の本会議におきまして建設大臣より説明がありましたので省略いたします。

本法案は、三月二十一日、本委員会に付託され、農林水産委員会との連合審査を行なう等、慎重に審議いたしましたのでありますが、委員会における質疑のおもなる点について申し上げます。

まず第一に、「本法案の治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画の規模はいかなるものか、また昭和二十八年に策定された治山治水対策要綱との関連はどうか」との質疑に対しては、政府側から、「十箇年計画の規模については、すでに閣議の了解を得て、治山事業の事業費は、前期五カ年五百五十億円、後期五カ年七百五十億円、計十カ年で千三百億円、治水事業の事業費は、前期五カ年三千六百五十億円、後期五カ年四千八百五十億円、計十カ年で八千五百億円と決定しており、なお、治水事業は、本計画のほかに、前期、後期とも、災害関連事業二百五十億円、地方単独事業費百億円、計三百五十億円を見込み、これを合わせれば、前期四千億円、後期五千二百億円、計十カ年で九千二百億円となる。これによる効果は、既往の年平均水害被害額を五カ年間で大略五割、十カ年間で八、九割まで減少し得る見込みである。また今回の十カ年計画は、昭和二十八年の治山治水基本対策の残事業を実施していくことになるが、昭和四十四年度末には基本対策の七割強を実施することになる」旨の答弁がありました。

また「治山治水計画の年度別事業費の配分は経済の成長率を考慮しているか、計画の内容確定と閣議決定の時期はいつごろを目標にしているか」との質疑に対して、「治山五カ年計画においては事業の伸び率は八・七%、治水五カ年計画においては伸び

事が一・五％程度を見込んでゐる。わが国経済の成長率は大体七・二％程度と言われているが、この程度のふくらみは決して不安定なものではないと確信している。また計画の事業別内訳及び年次別の事業量については現在立案中であり、閣議決定の時期を六月上旬を目途として成案を急いでいる」との答弁がありました。また「治山事業は、国有林野事業特別会計の中に治山勘定を設置して実施していくというが、異質な民有林治山事業を国有林の中に含めていくのは不合理ではないか」との質問に対しては、「国有林と民有林とを合わせて、流域保全の観点から総合化された方がよいと考えたのであるが、より適当な制度、方法については、今後十分検討したい」との答弁がありました。次に、「治山治水の要諦は砂防施設の充実にあると考えるが、この際、砂防事業の充実をはかる考えはないか。治山事業は森林営業に偏し、また治山と砂防の事業分野がほとんどとしてゐる。政府はこれが一元化をはかる意思はないか」との質問に対して、「砂防事業の隘路については、地方財政の負担等について、後進県の補助率の引き上げ等も検討していきたい。治山事業は林業ばかりが目的ではなく、崩壊等の復旧もはかつてゐる。治山と砂防の分野については、昭和三年の内務、農林協定によって分担しているが、今後とも中央地方を通じて連絡を緊密にして実施していく」との答弁がありました。また「治山治水事業の拡充をはかるについては、地方財政の現状から当然に国庫負担率の引き上げをはかるべきではないか、道路整備緊急措置法と同様に、三十六年度

から実施する考えはないか」との質疑に対しては、「大蔵、自治当局と折衝していきたい」との答弁がありました。そのほか本案と国土総合開発法との関連性、十カ年計画の策定にあつて地域的な選定の基準、農林大臣と建設大臣との調整、経済企画庁長官との協議、治水特別会計との関係、地盤沈下を本案にとらざる理由、国家賠償法と災害の関係等、多岐にわたつて質疑応答が重ねられました。詳細は会議録に譲ることといたします。かくて質疑を終了しまして、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、次の附帯決議を付して本案に賛成するとの発言がありました。その附帯決議の内容は、政府は、治山治水事業計画の策定ならびにその円滑なる実施を確保するため、すみやかに左の措置を講ずべきである。

一、計画樹立に際しては、地方団体の独自の計画との調和をはかるとともに、年次計画の確実かつ効率的な遂行が可能なるよう措置すること。
二、事業の実施が地方財政に与える圧迫を除くため、事業量に対応する地方財源の確保につき充分なる配慮を加えること。
三、国の補助、負担に關しては、地方財政の実情に即応して改善をはかること。
四、砂防事業は、治山治水の根本要諦であるから、これが徹底的遂行と機構を充実すること。
右決議する。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

○本日の会議に付した案件
一、国土総合開発審議会委員の選挙
一、日程第一 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案
一、日程第二 船員保険法の一部を改正する法律案
一、日程第三 厚生年金保険法の一部を改正する法律案
一、日程第四 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
一、日程第五 優生保護法の一部を改正する法律案
一、日程第六 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案
一、日程第七 臨時受託調査特別会計法を廃止する法律案
一、日程第八 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案
一、日程第九 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
一、日程第十 国立学校設置法の一部を改正する法律案
一、日程第十一 治山治水緊急措置法案

出席者は左の通り。

議長	松野 鶴平君
副議長	平井 太郎君
議員	杉山 昌作君 村山 道雄君 谷口 慶吉君 森 八三君 柏原 ヤス君 小平 芳平君 鳥島徳次郎君 田中 清一君 櫻井 志郎君 加賀山之雄君 原島 宏治君 稲浦 鹿藏君 中尾 辰義君 白木義一郎君 白井 勇君 下村 定君 吉江 勝保君 常岡 一郎君 辻 武壽君 北條 篤八君 苦米地英俊君 野本 品吉君 三木與吉郎君 佐藤 尚武君 天坊 裕彦君 市川 房枝君 大谷 肇潤君 堀 末治君 村上 義一君 辻 政信君 黒川 武雄君 泉山 三六君
議員	鍋島 直昭君 山本 杉君 谷村 貞治君 天壁 良吉君 櫻井 三郎君 岸田 幸雄君 北島 教真君 川上 為治君 徳永 正利君 安部 清美君 鈴木 万平君 林田 正治君 松野 孝一君 柴田 栄君 中野 文門君 増原 恵吉君 平島 敏夫君 勝保 松君 後藤 義隆君 堀見 俊二君 秋山俊一郎君 岡崎 真一君 古池 信三君 松平 勇雄君 田中 茂穂君 藤野 繁雄君 杉浦 武雄君 西川甚五郎君 近藤 鶴代君 西郷吉之助君 迫水 久常君 高橋進太郎君 吉武 恵市君 下條 康麿君 林屋亀次郎君 野村吉三郎君 大野木次郎君 大沢 雄一君 前田佳郎君 宮澤 喜一君 横山 フク君 石谷 憲男君 村上 春藏君 鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君 赤岡 文三君 仲原 善一君 堀本 宜実君 松村 秀逸君 井川 伊平君 上林 忠次君 江藤 智君 梶原 茂嘉君 高橋 衛君 高野 一夫君 鈴木 恭一君 河野 謙三君 大川 光三君 佐野 廣君 山本 米治君 小沢久太郎君 山本 亨弘君 青柳 秀夫君 井上 清一君 加藤 武徳君 安井 謙君 斎藤 昇君 小柳 牧衛君 谷口弥三郎君 木内 四郎君 太暮武太夫君 小山邦太郎君 重宗 雄三君 郡 祐一君 草葉 隆圓君 一松 定吉君 鹿島守之助君 木村憲太郎君

伊能繁次郎君	豐瀨 禎一君
鶴岡 哲夫君	米田 勲君
中村 順造君	千葉千代世君
森中 守義君	北村 暢君
横川 正市君	坂本 昭君
最上 英子君	森 元治郎君
鈴木 壽君	大河原 一孝君
伊藤 顯道君	木下 友敬君
平林 剛君	大谷 實雄君
重政 庸徳君	近藤 信一君
占部 秀男君	大倉 精一君
矢崎 三義君	中田 吉雄君
小酒井義男君	高田 信子君
光村 甚助君	野田 俊作君
藤原 道子君	加藤 シヅエ君
清澤 俊英君	岡 三郎君
岩間 正男君	須藤 五郎君
山本伊三郎君	武内 五郎君
小柳 勇君	大矢 正君
永末 英一君	基 政七君
藤田藤太郎君	相澤 重明君
松永 忠二君	田上 松衛君
永岡 光治君	藤田 進君
亀田 得治君	加瀬 完君
相馬 助治君	向井 長年君
椿 繁夫君	小笠原 三男君
成瀬 幡治君	村尾 重雄君
東 隆君	松浦 清一君
松澤 兼人君	佐多 忠隆君
重盛 壽治君	島 清君
千葉 信君	久保 等君
羽生 三七君	栗山 良夫君
内村 清次君	松本治一郎君
山田 節男君	赤松 常子君
棚橋 小虎君	
国務大臣	
厚生大臣	渡邊 良夫君
労働大臣	松野 頼三君
建設大臣	村上 勇君

政府委員
 外務政務次官 小林 網治君
 大蔵政務次官 前田佳都男君
 文部政務次官 宮澤 喜一君
 厚生省保険局長 太宰 博邦君

明治三十五年三月三日第三種郵便物認可

定價 一部 十五円
 (但し、郵送料は別)
 發行所 東京都新宿区市谷本町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段四三三三番